

C・L・V・ハラールの国家論

—— ヴェーレン体制期のプロイセン保守主義政治思想 ——

安 世 舟

はしがき

プロローグ——復興期の政治思想家・ハラール

一 プロイセン・ユンカーのイデオログへの途——ハラールの生涯——

二 保守主義政治学としての「国家学」の誕生

三 ハラールの家産国家論

(a)方法論の特徴 (b)社会関係の一般法則 (c)「財産としての国家論」 (d)家産国家論 (e)抵抗権論

四 ハラールはロマン主義者か

五 ヘーゲルのハラール批判

エピローグ——F・シュタールによるハラールの国家論の「近代的」克服

はしがき

近代的保守主義は、フランス革命によってその存在が否定されるか、あるいは脅かされた既成秩序の応答であった。し

たがって既成秩序がイギリスのようにまがりなりにも名誉革命によって確立されたブルジョア体制の場合、保守主義はE・バークにみられるように自由主義的保守主義として登場することもあるが、ドイツやフランスのように既成秩序が封建体制の場合、それは反動的ないし復興的保守主義として現われた。

周知のように、フランス革命はルネッサンス以降の経済的、社会的、思想的な大変革の総決算としての政治的変革であった。既成秩序の受益者は、フランス革命がすぐれて思想革命であったので、革命のヴィジョンに対して既成秩序の肯定面を対置させる必要に迫られて、それまで無自覚的であった、その秩序の基礎にある経済的、社会的、思想的、政治的原理を反省し、それを理論化せざるを得なかった。こうして政治思想としての保守主義が成立したが、それを初めて理論的に定式化したのは「保守主義の宣言」として有名なE・バークの『フランス革命に関する省察』(一七九〇年)であった。

同書は、二年後直ちに、F・ゲンツ(一七六四—一八三二年)によってドイツ語に翻訳され、ドイツにおける保守主義政治思想の基礎となった。⁽¹⁾

一八〇六年、ドイツ帝国はナポレオンによって解体され、その西南部分はライン同盟に編成され、革命フランスを模範とする近代的改革が断行された。プロイセンはこうした西からの近代化の波とナポレオンの「帝国主義的侵入」に対して自国の独立を守るために、国民の総力を結集する必要に迫られ、「上からの近代化」政策をとらざるを得なかった。ともあれそのお蔭で解放戦役を戦い抜いて、一八一五年、ナポレオンに対して勝者となった。

こうして一八一五年までの十年間、外からはナポレオン、内からはプロセイン絶対主義国家の「上からの近代化政策」によってその存在が最も脅かされたのは東エルベ地方に蟠踞する封建領主たるユンカーであった。フランス革命によって完成された近代国民国家の確立がドイツ人にとっても歴史的な至上課題であるとするなら、それによって引き起こされるユンカーの経済的、社会的、政治的没落の危機からの脱出の道は現実的に塞がれていたといえよう。したがって彼らの危機意

識は幻想の中で救済の道を探し求め彷徨する他なかったといえる。こうしたユンカーの危機意識を詩的世界の中で審美的に形象化する形で、プロイセン保守主義の最初の形態としての政治的ロマン主義が誕生した。それは、フランス革命をもたらした個人の自然権論と社会契約的国家論を全面的に否定し、E・バークの影響を受けて、国家を伝統や歴史によって有機的に結びつけられた祖先、現存者、子孫の三者の生きた共同体として捉える考え方、すなわち国家有機体論を主張した。そしてこの主張にそって、伝統と歴史が反省され、国家の理想像が中世へと求められていった。⁽²⁾

確かに政治的ロマン主義は危機脱出の道が現実的に塞がれていると感じられた状況においてユンカーの政治的イデオロギーとして有効に機能した。しかしナポレオンの敗退と共に、新しい状況が生れた。ヴィーン体制の成立である。それは国際政治における大国中心の勢力均衡と内政における正統主義という二つの原則に基づく反革命的ヨーロッパ協調体制であった。したがってそれはフランス革命以前の伝統的支配の復興を志向するものであったことは言うまでもない。こうした状況の変化の下で、それまで片隅の小さな声にすぎなかった保守主義政治思想は体制イデオロギーとして体系化され、公然と主張されるようになった。その代表的なものが、フランスのド・メストル（一七五三—一八二一年）、ド・ホーナル（一七五四—一八四〇年）と、本稿でとり上げるドイツのハラールの保守主義政治思想である。

これら思想の特徴は、革命とそれにつらなる一切のもの、すなわち、哲学的には啓蒙主義、合理主義、政治理論的には社会契約論、人民主権に反対し、それらの対極にあるもの、すなわち哲学的には反啓蒙主義、非合理主義、有神論、神秘主義、政治理論的には自然秩序、神の秩序、君主主権を内容的契機とする理論構成である。しかしもともと保守主義政治思想はそれによって具体的現実を形成しようとする完全主義的な未来社会へのヴィジョンを持たないので、その思想を必要とする時代と場所の制約を受け、多様な現象形態をとることは言うまでもない。

本稿ではハラールの保守主義政治思想をとり上げて、近代ドイツの保守主義⁽³⁾の基礎に照明をあてたいと思う。人によると、

ハラーといえば、M・ウェーバーの家産制の概念の素材を提供した人とか、あるいは中世に国家が存在したかどうかについてのペローの論究の中で中世国家の国家性を否定する代表的論者としてあげられていることを思い起こすことがあっても、日本とは無縁な存在として、ごく少数の専門家を除いてその名を知る人は皆無にちかいし、忘れられてしまった存在というより、知られていない存在といった方が正しかろうと思う。⁽⁴⁾ところが、ハラーの思想は決して日本とは無縁なものではないといえるのである。最近、松下圭一教授は戦後三〇年の日本憲法学界がドイツの国家法人説、国家主権論の理論的影響から未だ脱し得ていない実状を折出して、「市民自治の憲法理論」の構築を提言しているが、⁽⁵⁾同教授の問題提起の当否はさておいても、公法理論に未だドイツの国家法人説の残影が長く尾を引いて影響を及ぼしているということはまぎれもない事実であろう。この国家法人説の思想的定礎者はF・シュタールであるが、彼の「特殊ドイツ的立憲君主主義論」が他ならぬハラーの国家論の「近代的」克服の形で成立したことは止目すべきであろう。明治二〇年を前後して、伊藤博文を通じて受容された「特殊ドイツ的立憲君主主義論」は戦前の日本の政治生活の基礎であったし、戦後、国民主権の日本国憲法体制下でも、松下教授が言うように、その残影が未だ強く残されているとするなら、ハラーの国家論は日本にとっても決して無縁のものではなく、むしろ日本人の政治的思考の奥深くで未だ生き続けている思想の一部ともいえるのではないだろうか。もしそうであるなら、未紹介のハラーの国家論をここでとり上げることが無益なことではないであろう。

ハラーの研究はドイツでもあまり多くなく、⁽⁶⁾また反動的ないし復興的保守主義者の中でも、その思想内容は保守主義でありながら、その思想を展開する理論的手法は極めて近代的であるため、反動とか政治的ロマン主義者とみられたり、あるいは啓蒙主義者とも解釈され、その思想の評価は未だ定まっていけないのが現状である。⁽⁷⁾

以下、ハラーの国家論を紹介し、その理論的特徴を明らかにすると共に、その政治思想史上における位置づけを試みてみたいと思う。

一八一五年、ナポレオンの敗北によって、反動時代の幕開きとなった。メッテルニヒの主導するヴィーン反動体制は、上述したように、一応フランス革命以前の政治状態の「復興」を志向した。そして政治理論的分野でも、フランス革命とナポレオン支配をもたらした啓蒙思想、自然法的政治理論に代わる、支配学としての国家学の復興が待望された。こうした要望に答えて、ハラは、メッテルニヒがフランス革命以前の国家秩序の復興者として自認していたように、国家学の復興者たらんとして、一八一六年、『国家学の復興』第一巻を刊行した。翌一八一七年十月、ドイツ人の自由と統一を希求する学生達がライプツィヒのヴァルトブルク城に集まり、祝祭を挙行し、翌年には「ドイツ・ブルシェンシャフト」という全独的組織を結成した。そしてついに一八一九年には、自由主義的風潮を嘲笑した劇作家コッツェブーがイエーナ大学生によって暗殺されるという事件の勃発にみられるように、学生運動は高揚していった。ところで一八一七年のヴァルトブルク祭で反動と目されていた人の著作や古い制度を象徴するプロイセン槍騎兵の上衣等が火中に投ぜられ、ヴィーン反動体制への抗議が行なわれたが、その際焚書にあったものが、コッツェブーの『ドイツ史』等とともに、このハラ『国家学の復興』であったことは象徴的である。さらに一八一五年ドイツ連邦創立時に、身を挺してドイツの解放のために戦った人々の自由と統一への希求を無視できなかったのも、連邦規約一二条に「すべての連邦構成国には国民代表^{ランツマンネン}表^{タブル}制度が施行されるであろう」と甚だ曖昧な表現ではあるが、近代的議會を約束したと解される一項が加えられてあったが、それによって、一八一八年から、かつてライン同盟下にあったバイエルンなど西南ドイツ諸邦では議會の設置による立憲主義が導入されていった。こうした西南ドイツ諸邦の立憲主義化や上述した一部知識人と学生にみられるドイツ人の自由と統一運動に「革命の予徴」を感じとったメッテルニヒは、コッツェブー暗殺事件に乗じて、一八一九年、カールスバー

ト会議で、まず言論・出版の自由を制限して、ドイツ人の自由と統一を支持する運動を弾圧する決議を採択し、全ドイツに反動体制を一層強化していった。それによって自由主義運動はほとんど息の根を止められたといっても過言ではない。さらに、そのカールスバート会議でメッテルニヒの代弁者F・ゲンツは連邦規約一二条の「国民代表」の意味を封建的等族会議に解する復興主義的解釈を諸邦に強要しようとしたが、西南ドイツのヴュルテンベルク邦の反対で、実現できなかったが、翌年二〇年ヴィーン最終議定書で実現させることに成功した。⁽⁸⁾ その際、この決議を正当化するために、F・ゲンツは、ハラールの学説を用いたことは有名である。⁽⁹⁾

このように「三月前期」といわれるヴィーン体制時代が通常「復興期」といわれるのは、他ならぬこのハラールの『国家学の復興』の名にちなんだとされる理由が理解されよう。⁽¹⁰⁾ まさしく、ハラールの『国家学の復興』にはプロイセン・ドイツにおける「三月前期」の支配層であった封建的土地所有者の政治的立場が反映されていたと言ってもよいのである。

一 プロイセン・ユンカーのイデオログへの途——ハラールの生涯——

カール・ルートヴィヒ・フォン・ハラールは一七六八年、スイスのベルンに生まれた。当時のベルン国は首都ベルン市と地方都市や農村地方から成る団体国家であった。その中心に支配的な特権をもつベルン市が位置し、同市は強力な都市貴族の指導の下に農村地方を支配していた。このような支配権を都市貴族は戦争や売買、政治的協定によって獲得したのであった。地方行政区と地方都市は、ベルンと完全な契約関係にあり、首都の最高指導下にその地方自治権を行使し、かつその特殊な特権と自由権、地方特権(Ortsrechte)と団体特権を保有していた。⁽¹¹⁾ マイネッケは当時の都市貴族と農村との関係について次のように記している。都市貴族はほとんど代官となって、「豊かな土地で生計を立て、その臣民を国庫主義で苦しめる必要はなく」、「とりわけその農民を穏やかに家父長的に取り扱っていた⁽¹²⁾」と。こうした七七家の都市貴族の中で

由緒ある一家がハラール家であった。カールの祖父・アルプレヒトは、解剖学、医学、植物学担当のゲッティンゲン大学教授を歴任した自然科学者としてスイスやドイツでその名声が高かったばかりでなく、故国ベルンでは保守的政治家・政治思想家としても指導的立場にあった人であり、父のエマヌエルは『スイス文庫』の著者として知られている⁽¹³⁾。後にみるように、こうしたベルンにおける都市貴族としてのハラール家の特権的地位と学問的背景や彼をとりまくベルンの状態が普遍的に合理化されて、それがハラールの学説に結晶化されたともみられるのである。換言するなら、古いベルンと古いスイス連邦は意識的ないしは無意識的にハラールにとってその国家論のモデルとして用いられていたと考えられるのである⁽¹⁴⁾。

さて、ハラールは幼い時から厳しいカルヴィニズムの教義で教育された後、一九才の時、ベルンの政庁に入り、その貴族主義的共和制が革命フランスの干渉で崩壊する一七九八年まで、内務省と外務省で公文書起草を担当する官職にあった。当時、スイス連邦を友好国ないし属国化せんとする革命フランス政府の政策に対して同連邦の指導州であったベルンは初め平和的に対処せんとしていた。そこで同政府は、下からの革命とナポレオンの侵入を防止するために、上からの自由主義的政治改革を試みて、憲法改正案をハラールに命じた。しかしフランス軍の侵入によって上からの自由主義的政治改革の試みは失敗し、その貴族主義的共和制は崩壊した。ちなみにハラール起草になる憲法改正案は自由主義的であった。したがって当時の彼の政治思想は啓蒙主義の影響下にあったとみてもよいであろう。ベルン政府とハラールの努力も空しく、一七九八年四月、フランス軍に助けられて、スイス連邦は「ヘルヴェチア共和国」という中央集権国家に生れ変わった。このヘルヴェチア革命の体験はハラールに決定的な思想の変化をもたらすきっかけとなったという。以後、ハラールは革命の諸理念に反対する情熱的闘士に変貌を遂げて行った⁽¹⁵⁾。

フランス軍侵入後、亡命を余儀なくされたハラールは、まず一七九八年から一八〇一年の間、ドイツのメッテルニヒの父の所に身を寄せ、その後一八〇一年から六年まで、オーストリアのカール大公の側にあつて陸軍省の宮廷付書記官や軍事

参議官として同政府に仕えた。「ヘルヴェチア共和国」誕生後五年間の革命と内乱を経た一八〇六年、ナポレオンの調停によって旧連邦が復活することになり、ベルンも、再び元の貴族主義的共和制に復帰した。こうして同年、ハラールはベルン・アカデミーの国家学および一般国法学の教授に招聘され、故国ベルンに帰国した。ハラールはその就任講演『一般国法学を基礎づける別の最高原則の必要性について』⁽¹⁶⁾の中で、当時支配的な社会契約論に代わる新しい一般的な国家学の樹立を行なうという計画を予告した。『国家学の復興』第一巻の序文に、同書の執筆に至るまでの自分の知的生活が感傷をまじえて長々と詳述されているが、それによると、オーストリア滞在中の一八〇四年、フランス革命を呼び起した諸悪の根源であるところの、啓蒙思想、社会契約論などの合理主義的な政治・社会理論、すなわち彼が言うところの「哲学的国家学」に代わる「真の科学」の基本構想が出来あがったという⁽¹⁷⁾。

帰国後、ハラールは検閲官をも兼務し、教師としての活動よりも、自説の構築と、政論家としてそれを積極的に主張する活動をはなばなく展開した。すでに帰国翌年の一八〇七年に行なった「強者が支配する自然法則の真の意味について」という演説において彼の基本的主張が示され、それが理論的に要論されて、一八〇八年に『一般国家学概論』として公刊された⁽¹⁸⁾。同書は後の『国家学の復興』の大綱を予示していた。彼は、同書がドイツで一大センセーションをまき起こし、広く読まれるものと期待していたが、それに反して黙殺された。モールは、その原因を当時のドイツでは法哲学の分野は完全にカント哲学の支配下にあった点に求めている⁽²⁰⁾。ハラールは同書の不評にたじろがず、自説、つまり彼の言う真の「科学の反革命」を完成する仕事に専念した。ついに一八一六年、「二〇年間の省察の成果」⁽²¹⁾である『国家学の復興』第一巻「一八二〇年の第二版でみると、序文七九頁、本文五一九頁」の結実をみる。ハラールの主著である同書は、全六巻本で、一八三四年に完成をみるが、各巻がほとんど第一巻と同分量の大著で、ちなみに全巻の頁数を合計してみると、序文が二二二頁、本文が三一五二頁になる浩瀚さである。しかしその割に、後にみるように、その基本的主張はいたって単純な、幾つ

かの命題の展開にすぎないのである。

さて、八年前の『一般国家学概論』と違って、解放戦争後の古いものの復興の精神と、特権的な封建身分の復興への欲求を理論的に結晶化した『国家学の復興』は封建的土地所有者によって真の福音として熱狂的に歓迎され、急速にかつ広く読まれ、全巻が完成する前に、既刊分が再版されるほどであった。特にプロイセンのユンカーの間、とりわけ「玉座のロマン主義者」といわれた、当時のプロイセンの皇太子にして後の国王フリードリヒ・ウイルヘルム四世（在位一八四〇—一八四〇年）とその側近のゲルラッハ兄弟等に熱烈な支持者を見出した。⁽²³⁾ ハラーは彼らの機関誌「ベルリン政治週報」（一八三一—四〇年）に多くの論文を発表し、彼らの理論的指導者として遇されることになった。⁽²⁴⁾

こうしてハラーの政治理論は「三月前期」のプロイセン・ドイツのユンカーのイデオロギーの地位を獲得した。一方、当のハラーは、一八一四年、ベルンの主権的国家機関である大評議会議員に選ばれ、まもなく政府の最高指導者の一人としてベルンの政治指導に当る一方、一八一六年以降は彼の主張の国際的普及に全力を尽した。その間、カトリック教の説の影響を受け、ついに一八二〇年カトリック教に改宗したが、それが原因となって、ベルン政府から退ぞかざるを得なくなり、再び亡命の途にのぼることになった。ベルンを追われたハラーは、一八二一年にパリに移ったが、彼を嫌ったシャルトリアンが外相を止めた一八二五年から三〇年まで、ド・ボナールに助けられて、外相の公報アタッシュェとしてシャルル一〇世に仕えた。しかし七月革命で同職から退き、スイスのゾロトゥルンに居をかまえ、そこで『国家学の復興』を完成させた。⁽²⁵⁾ 三〇年代に入って、彼の著作は、その反絶対主義的でフロンディスト的傾向の故に、オーストリアで禁止され、プロイセンでも、強大国の熱望の再生と伝統的な国家プロテスタントイズムの再燃の中で、彼の政治思想は時代の波に洗われるが、彼はかたくななまでに自説の固守のための論陣を張り続けた。一八四八年の革命を彼は「巨大な災難」として受けとめ、一八五四年八六歳で他界するまで、反議会主義的論陣を張り続けた。

二 保守主義政治学としての「国家学」の誕生

『国家学の復興』第一巻の序文の中で、ハラールは、自説の精神と目的を最も正しく、かつ簡潔に表現する、『国家学の復興』という名称を選んだ理由を次のように述べている。「国家学の復興という言葉は、誤った原則ないしは篡奪された原則の否定と、真の原則ないしは正統な原則の再建を前提とする。……それは、革命的教説とその帰結に飽き飽きしているが、しかしそれに代わるものを知らず、それ故にいつも一方の誤謬から他方の誤謬へと陥るといふ新たな障害にぶつかっている人々に留意した。こうした部類の人々は今日の教養ある人の世界に非常に多いものと思われる。『または人為的・市民的状态という妄想に反対する自然的・ゲゼリヒ社会的状態の理論』という副題をつけたのは、専門の学者がそもそもかの復興で問題にされているものが何であり、どこにこの学説がそれ以前のものとは違うかということがすぐ分かるようにするためである⁽²⁷⁾」。

さらに、ハラールは革命的教説、すなわち「哲学的国家学」に代わる「真の国家学」の復興の意図を高々ところ叫んでいる。「革命のヒドラはその手段において、そして大いにその成果において否定された。今や革命の根が新しい葉をはびこらせないように、その根を絶やそうではないか。正統な王権の復興はなった。われわれは正統な学問を再び玉座につけることを欲する。それは最高の主に仕える学問であり、すべての被造物はそれが正統であることを最高の主によってお教えられているのである⁽²⁸⁾」。彼はこうした正統の国家学を「国家の起源と性質^{ナトゥル}、その多様性、その存続と没落、要言すると、国家の本質、その形成、拡大、崩壊に関する学説」と規定し、次にこの国家学をその基礎部門としての国家の博物学^{ナトゥル・ヤンヒテ}である一般国家学と、治者と被治者間の関係である法を対象とする一般国法学に、さらに国家の永続術、すなわち長寿法^{マクロビオティック}を研究する学問としての国家術策学とに分類した⁽²⁹⁾。それに基づいて、全巻の総論に当る『国家学の復興』の第一巻では、国家

の起源と性質について述べた、ポードン・グロティウス、ホッブズ、モンテスキュー、プーフエンドルフ、ベーメー、ルソー、シェイエス、カントの「哲学的国家学」の批判と、「真の国家学」としての彼の、いわゆる「社交的關係の理論」と称される、政治理論の基礎理論を展開し、次に国家形態論に移り、君主制と共和制の二分類論を展開し、第二巻から第五巻までは、君主制をさらに三つに分類し、各々の特徴づけとその長寿法を論究し、第六巻において共和制の特徴づけとその長寿法を論じるといふ構成をとっている。

もつと Statswissenschaft, Staatslehre [ハラーの時代には Staatskunde とも言われた] 国家学は、ドイツではアリストテレスの *Politika* (政治学)、すなわち「ポリスの学」のドイツ語訳として通用していた。それを英米系の学者が英訳する時、*political science* の言葉を当てる所以はここにある。ハラーはこうした「政治学としての国家学」が自然法政治学として発展していった方向を否定し、国家学を逆に「反革命の学問ないしは科学として規定し直して、その復興を企図したのだった。したがって、彼によって復興される国家学は、「抽象的・哲学的国家学」に対抗して、方法論的にも、抽象的・哲学的ではなく、「実証的」、「自然的」科学たることを志向した。もつともハラーの『国家学の復興』の公刊から一八五〇年代までの間に、ハラーの国家学の規定に対抗して、ダールマン、ヴァイツ、ドロイゼン、モールなどの自由主義的政治学者による「政治学としての国家学」の体系構成が試みられるが、三月革命の失敗とその後のドイツ市民階級の政治的後退と歩調をあわせて、それらも実証主義化への途を辿ることになった。そしてビスマルク帝国の創設を前後して、それらから国家の哲学的・社会学的考察や国家術策学 Ⅱ 略論が脱落し、それと平行して国家学に「一般」という形容詞が付けられるようになって、ついにそれは、「保守的支配学」としての「一般国家学 Ⅱ 一般国法学」に退化してしまふのである。⁽³⁰⁾

三 ハラーの家産国家論

(a) 方法論の特徴

『国家学の復興』第一巻では、その表題「従来の誤った体系の叙述・歴史、および批判、それに対抗する神と自然の秩序の一般原則」の通りに、ハラーは、まず人間が自然状態の不都合から逃れるために相互の間に社会契約を結んで、社会状態ないしは市民状態〔「国家」を作り出したので、一切の権力の起源は人民の自発的な委託にある、という自然法政治論を「誤った妄想」であると批判した後、「第二三章、あらゆる社会的関係の自然的成立」から、次のような、いわゆる「神と自然の一般原則」という自説の積極的な展開を行なう。

ハラーは、他の保守主義論者ないしは伝統主義論者と違って、自然法政治論の理論構造を全面的に否定してはいない。むしろそれにそって自説を展開している点が彼の特徴である。彼は、自然法政治論者と同じように、まず自然状態を想定し、それから彼のいわゆる「一般原則」を導き出す。しかし自然法政治論者のように、社会状態ないし市民状態を自然状態に対立させ、社会契約によって両者を媒介させる理論的手法を用いず、社会状態（彼はこれを社会的関係ゲゼリヒという独特の言葉で表現する）を自然状態の延長として捉える手法をとる。言いかえると、ハラーは自然の状態を固定させておいて、その中での人間の間に作用するとみられる一般的な自然の法則を定立し、その上に立って彼の政治理論を構築しようとしたのである。⁽³¹⁾したがってその限りでは、ロマン主義者にみられる有機体的思考や歴史的個性の評価、そしてヘーゲルの発展の思想は彼の思考様式にはみられず、むしろ彼の思考様式は抽象的で、非有機体的で、非歴史的である点で啓蒙的合理主義者の特徴をもっているといえる。⁽³²⁾しかし彼は理性に対して啓蒙主義的合理主義者と同じように無条件的信仰を持たず、彼が「神の光」、「生得の認識手段」と呼んでいる理性には限界があること、この限界を補足するものとして、理性と並ん

で経験を「あらゆる真理の判断基準」として重視する。彼はこう述べている。「自然が証明する理性の推論は真理であり、それに反してまさしくこの自然によって否定され、斥けられる仮説は妄想と幻想の部類に属する」⁽³³⁾。「したがってわれわれの理論は原則だけからも、経験だけからもたらされるのではなく、むしろ両者の一致からである。そしてわれわれは、こうした一致の中にのみ真理の性格が含まれていると信じる」⁽³⁴⁾。このようにハラーは、理性によって得た原則の真理性を経験によって検証すべきことを主張する。そればかりでなく、さらに伝統（権威）によっても検証すべきであると主張する。その際、彼は伝統を「あらゆる時代と国々の証明」⁽³⁵⁾、「あらゆる時代……あらゆる民族の賢者や学者の申し合わせのない一致」⁽³⁶⁾と解する。通常、多くの保守主義論者は、啓蒙主義者が理性を認識の根元とみなすのに対して、むしろ理性を軽視し経験や伝統を重視する。例えば、ド・メストルは一切の認識を経験から導き出す。なぜなら、歴史の実在が彼にとって真理の唯一の源泉のように思われたからであり、そして彼が事実のもつ説得力に絶対的信頼を置いていたからである。さらにアダム・ミュラーにいたっては、非合理的な認識手段、すなわち直観や感覚、感情が理性よりも重視される。これに對して、ハラーは経験と伝統を理性と同等視している点、ロマン主義者や他の保守主義者と異なっている⁽³⁷⁾。

こうした方法的立場から、ハラーは啓蒙主義の政治理論家の方法論を次のように批判する。「あらゆる他の学問では、とにかく理論と実際、理性と経験がほとんど一致する。この「啓蒙主義の」政治理論においてはのみは、支配的な教説と世界の形姿との間に永遠の矛盾が存在する。……」⁽³⁸⁾こうした不調和は理論を現実と適合させることによって、また現実を原則につり合わせることも解決され得ない。ハラーはこうしたことの原因を啓蒙主義的政治理論家が、理論を、自然や経験と人間の関心に一致させることができなかった点に求めている⁽³⁹⁾。したがって、ハラーは理想と現実、理論と實際の乖理を知らない政治理論的方法論的基礎を作り出そうと努めた。上述したように、ハラーは、理性によって基本法則を獲得し、それを経験に照し、こうした原則を現実と比較して、それを事実と一致させるやり方で、真理の認識に到達し

ようとしたのである。したがって彼は自説を述べる時、必ず「理性と経験の教えるところによると」という枕言葉を置く所以はこうした方法論にある。

(b) 社会関係の一般法則

さて、彼の「理性と経験の教えるところによると」、社会秩序を成り立たせる二つの一般法則が存在するという。彼の政治理論の基礎になっているこの二つの「一般法則」は何か。彼によると、「自然の状態は決して止むことはない。それは、永遠に不変な神の秩序そのものである⁽⁴⁰⁾。自然法政治論者が主張するように、自然状態において人間はすべて自由で平等であるのではなく、むしろ人間の間力に力の不平等が存在する。この力の不平等と、自己保存欲と快適に生きたいという欲求をもつ人間の相互の必要によって、弱者ないし困窮者は、保護と救助をより強い者に求め、自然に大小様々な社交的な結合関係が生じる。どのような結合関係においても、強者が支配し、弱者ないし困窮者が従属し、臣従する。これが一般的な自然の法則である。このように一切の人間の支配関係は自然的優越性に基づき、一切の従属と臣従は必要に基づく。この最高法則は、言うまでもなく国家を含めてのあらゆる人間関係をも支配する。なぜなら、国家は大きな社交的關係の一種にすぎないからである。したがって国家はすべての社交的關係の成立においてと同様に、契約によって成立したのではなく、強者が作ったものである。強者は欲しようとして、欲しまいとにかかわらず支配する。困窮者や弱者は窮迫と無力の故に、全世界が彼らを放任しておいても進んで、従属し、臣従し、また臣従しなくてはならない。換言するならば最初に人民が最強者としての君主より以前に存在してはいたのではなく、その反対に君主がまず先に存在し、徐々にそのまわりに臣民が集まって、国家が生れたのである。したがって国家は人民の同意に基づくのではなく、強者の力に基づく。これがハラーの「一般原則」の一つである「力の法則」である⁽⁴¹⁾。

このように、ハラーは、自然状態において力の不平等な人間の間でより力の強い者が支配するという「力の法則」によって国家の成立を説明する一方、治者と被治者間の関係については「力の法則」と同様に重要な「自然の法則」である「義務の法則」が支配すると主張する。

ハラーによると、強者は本質的に弱者の敵ではなく、その保護者であり、施恵者として現われる。なぜなら、強者は自らの優越性の自覚によってその品性を高貴にするが故に、弱者を抑圧しようとする性向を自然にもたなくなるからである。しかし力は乱用される可能性があるが故に、乱用される力、すなわち危険な暴力ゼバルトを制限する義務の法則が力の法則と並んで神によって与えられている。それは次の二つの言葉に表現される。「悪を避け、善を行なえ」、「できる限り、誰をも侮辱せず、役に立て」。前者の掟は正義の法則、後者の掟は愛または善意の法則と言い直すことができる。この義務の法則はあらゆる人間に生得的で、必然的で、永久不変、かつ明証的であるが故に、弱者のみならず、強者をも拘束する。その点で、それは、力の法則と同様に、神の法則であり、普遍的法則である。しかし力の法則が強制的であるのに反して、義務の法則は単に拘束的であるにすぎない。したがって愛または善意の法則の遵守がより多く個人の自主的判断と義務感情に委ねられ、他方正義の法則はあらゆる状況下で遵守されるべきであると主張される。⁽⁴²⁾つまりこの法則の遵守はその自発的な承認と尊重にかかっているが故に、強者による違反が当然起こり得る。その違反は暴力の乱用であり、不正義、無慈悲の実行となるが、それは自然の酬いを必然的に受けることで自然に救済される。⁽⁴³⁾

さて、力の法則によって成立するすべての社交的關係は、この義務の法則によって適法的で道徳的な秩序に高められ、各人の自由と並んで、全体の秩序が確立される、とハラーは主張する。このように、ハラーは社会契約論者と違って、自然状態を固定化させ、そこに作用するとみる「力の法則」と「義務の法則」によって社会状態の成立を説明する。しかしこの社会は個人から成り立つと主張する点では自然法政治論者の主張と同一線上にある。⁽⁴⁴⁾ところでフランス革命まで、

人民^{ポオルク}とは個々の団体、例えば家族共同体やツンプトから構成されており、国家における行動能力をもつ単位は個人ではなく、こうした団体であった。したがって近代政治思想の出発点は行動能力をもつ社会の究極的単位が個人であるという前提であったし、それに反対する保守主義政治思想の出発点は、国家は団体から構成されるという前提であった。ところが、ハラーは社会の究極的構成単位を団体ではなく、個人に求めている。しかし自然法政治論者と違って個人を抽象的、形式的に平等なものとみないで、資産、体力、知力の点で不平等なものとする。そしてこのような条件の不平等から社会における人間の自由、権利、権力の不平等が生じると主張した。

(c) 「財産としての国家」論

では、彼は自由、権利、権力をどのように説明しているのでしょうか。まず権利からみよう。

ハラーによると、すべての人間は本性上それ自体として自由であり、各人は自分だけのために存在し、自分の権利が他人の権利を犯さない限り、自分の権利を獲得することはすべての人に許されている。他人の権利を尊重する義務は、義務の法則にその究極的な根拠をもつ。各個人の外的自由の程度はそれが享有する権利によって決まる。彼は、より多くの権利を持つほど、それだけより自由に行動することができる。それ故に、権利はその保持者に、その権利の限界をふみ越えない限り好きな事を何でも行なうことを許している。権利の中で最も重要なものは、財産を取得し、自由に使用する権利である。「財産を取得するということは、以前に誰にも属していないある物を自分のものにし、正当に所有し、かくして他を排除して使用が許されることである」。財産は一方的に自分の意志と力によるか、さもなければ他者の意志とその承諾によって、すなわちあらゆる種類の契約によって生じる⁽⁴⁵⁾。

もし人間がこうした財産を取得し、それを排他的に使用する権利がなかったならば、人間は動物より惨めであり、人類

の繁殖は不可能であつたらう。⁽⁴⁶⁾ それ故に財産の正当な取得と義務の法則に基づくその使用は一切の人間の社会秩序の基礎をなす。いや財産権の保持は人間にとっては生命への権利よりも重要である。

このように、ハラーによると、財産権はすべての社会秩序の物質的基礎である。そしてこの財産権の中で、とりわけ土地所有権は国家の基礎を形成する。彼は次のように語る。土地所有権はあらゆる人間の法則が生れる以前に存在していたものであり、その所有者には神の恩寵に基づく自然的優越性が与えられている。「土地所有者は、その人格においてその従者と領民のみならず、近隣の自由人からも独立している。従属者は多様な関係と契約によって自発的に彼に従う。それ故に土地所有者は彼の家族、多くの奉公人^{ベアムテ}、従者、作男を自然に正当に支配する⁽⁴⁷⁾」。このように、支配は、社会契約論者の言うように、「集合的契約と会合によってではなく、自然によってのおのずからか、あるいは個々の臣従契約によって生じたのである。つまり下から上へではなく、上から下へと生じた。同時的ではなく、時間を異にして継起的につき重ねられてでき上ったものである。いかなる支配者もその従属者によって存在し、その権力を保持するのではなく、自然に自らによって、すなわち神の恩寵によって保持する」。一方、「従属者もいかなる自由も、それ以前の権利も失わない。彼らは支配者に自然によって従属するか、自らの意志によって、より自由になるために（それは馬鹿げたことである）ではなく、その必要を充足させ、養われ、保護され、教えられるため、そして生活をより快適にするために臣従する。従属者はその主である支配者に何も与えず、支配者は従属者から何もとらない。彼らはお互いに助け合い、役立て合う⁽⁴⁸⁾」。このように、人間は相互の必要によって結合し、自然の施惠的法則によって支配と従属の関係を生み出す。そしてこの関係は普遍的な義務の法則によってのみならず、自由と財産に基礎を置く権利によって、自然に適合し、神の望みたまう秩序を維持する。このように、ハラーによると、支配は土地の上に成立する私権とそれにまつわり多種多様な私的契約関係の総括として規定され、さらに国家はこうした支配の一つとして、すなわち「最高度の自然的な臣従関係と結合体 (societas) 関係ない

しはいわゆる私法的な関係である」と解釈される。そして、「私的な社交的關係」と国家との間には本質的な相違はなく、ただ程度の相違があるにすぎない。その相違は「その首長——「自然人」である場合もありうるし、「集合人」である場合もありうる——の独立性またはより大きな力と自由にある」⁽⁵⁰⁾。そして国家の首長の独立性は人間の最高の幸運の賜ものである。すなわちそれは君主自身の力と努力によって手に入れる場合もあるし、契約や贈与によって他の所有者から取得する場合も、偶然の幸運によって手に入れる場合もあるが、これらの三つの方法の結合によって得る場合が最も普通である⁽⁵¹⁾。他方、それは、歴史によっておなじみのように、運を失うことによって失う場合もある。したがって全体としての政治史は自然人である君主や集合人である団体が独立性を獲得し、強化し、再び喪失した歴史に他ならない。⁽⁵²⁾

要言するなら、国家とは君主の財産であり、国家の本質はその首長の独立性に存する。ハラーはこうした観点から、国家をその目的の観点から定義する一切の試みに反対し、国家それ自体は目的を持たず、もしもったとしても、それは共通の国家目的ではなく、多くの各個人の、安全で快適に生きたいという私目的である、と言う。なぜなら、国家は、その動機と目的が様々に異なる、無数の私的契約から成り立つからである。⁽⁵³⁾

こうした国家観に基づいて、ハラーは次に、国家を君主制と共和制の二つの国家形態に分類する。もともと、両者の間に先験的に優劣の順位はなく、各々は特殊な状態の産物であるが、君主制の方がより正常的で、永続性をもつものとみる。⁽⁵⁴⁾ハラーによると、国家がその力と土地所有権によって独立した自然人である君主の場合が君主制であり、国家が、君主と同じように、土地所有権、力、独立性を保有する「集合人」である団体の財産である場合が共和制である。このように、国家形態を首長が自然人か集合人かによって君主制と共和制の二つに分類した後、ハラーは、さらに、君主制を君主の独立性の基礎を資産、体力、知力を基準に、家産国家、軍事国家、宗教国家の三つに分類する。まず家産国家の基礎は資産、すなわち大領地の所有であり、軍事国家の基礎は、大きな勇気と巧みな体力の使用であり、宗教国家の基礎はよ

り大きな知力、すなわち知的・道徳的卓越性ないしは宗教的教説もしくは信条の宣言と確立にある。通常、第二ないし第三の原則に基づく君主制はその成立後時間が立つと共に、第一の原則に基づく君主制に移行する。なぜなら最も正常な国家は土地所有権の上にその基礎を置くからである。したがって君主制の典型は家産国家である。⁽⁵⁵⁾

(d) 家産国家論

家産国家では、君主は自分の上に誰も優越者をもたず、ただ神と自然の法則のみに服する。そして君主はただ「自分自身」の物のみを治める。したがって、国家統治は君主の私事であり、国有財産も君主の私有財産であり、官吏も君主の奉公人、従僕であり、国家間の戦争も君主の私戦である。それ故に、一切の統治費用は自弁すべきであり、臣民に彼らの意志に反して課税する権利も徴兵する権利もない。しかし国家が君主の固有の財産で維持できない場合、力のある者、独立した者を等族会議に集めて、彼らに課税の協賛を得べきである。もっともこの等族会議に召集された者は全人民の代表者なのではない。それ故に彼らは自分のためにのみ語り、自ら納税の義務を負う。次に裁判権は臣民の自発的な訴えの結果として公平な助言者の資格でのみ、君主に与えられる。したがってその執行は、権利としてではなく、倫理的義務として行なわれる。⁽⁵⁶⁾

このように、家産国家では、君主と臣民との関係は個々人ないしは個々の身分の保護と救助の必要性の程度や保護と避難の保障のための契約ないし慣習の積み重ねであり、したがって本質的に私法的関係である。言いかえるならば、この国家には私的關係と国家的関係との間に本質的な相違はなく、それ故に私法、国家法、国際法の間にも区別がない。つまり国家法はその本質において私法であり、その相違は程度の差にすぎないのである。⁽⁵⁷⁾

次に、ハラーは、この家産国家の長寿法として長子相続権と不可分制、領土権の保持、良い領地経営、臣民からの独立

性の保持、優秀な官吏の雇用と適才適所に用いる正しい体制、地位にふさわしい生活様式による倫理的態度の保持などをあげている。⁽⁵⁸⁾

(e) 抵抗権論

ハラーは以上のように理想の国家形態として「家産国家」を形象化した後、次にそれを規準に、絶対主義国家とそれに続く近代的な国民国家への歴史的発展現象を批判する。H・ヘラーは、封建国家と絶対主義国家を含めての近代国家との違いは、多頭支配を克服した権力一元性にあると規定した後、その基本的特徴として、常備軍と官僚制の確立による中央集権的支配の成立、それを財政的に支える徴税組織の確立と、国有財産の君主の「家政」からの独立化、国家権力の経済的基礎を自立化させるための人民の担税能力の培養としての重商主義政策を含めての経済への政治の干渉、領土内の法の統一としての立法と統一的法典制定、等をあげている。⁽⁵⁹⁾

言うまでもなく、ハラーはこうしたすべての傾向を「自然の法則」に反すると批判して反対した。もとより絶対主義国家から近代国家への発展過程は封建領主の観点からみると彼らの特権とその基礎である土地所有権の中央による収奪であった。したがって彼らはフロンドの乱にみられるように武力を含めての一切の自力救済権を行使してこうした収奪に反対した。その際集権化しつつあった国家権力に反対するこうした行為を正当化するために用いた彼らの政治理論は周知のようにモナルコマキの抵抗権論であり、その最も著名な著作は、ユニウス・ブルトゥス『暴君に対する権利の主張』⁽⁶⁰⁾である。ハラーも中央の国家権力の収奪に対して封建的土地所有者の権利を守るために、究極の場合、武力を含めてのあらゆる手段の行使を認めているが、その際、彼はこのブルトゥスの著作に拠って抵抗権論を展開している点は注目⁽⁶¹⁾に値いする。ブルトゥスの場合、抵抗権の行使は、あくまでも全体や団体ないし身分的に組織された権力に認められていたが、個人には認

められていなかった。ハラーの場合、個人に抵抗権の行使を認めている点はブルトウスより近代の抵抗権論に一步近いといえる。⁽⁶²⁾

四 ハラーはロマン主義者か

ハラーは、以上みたように、あらゆる支配関係は自然的な優越性に基づくが故に、自然の秩序と解釈する。彼が自然の秩序と呼んでいるのは、絶対主義国家成立前の中世後期の封建秩序であった。⁽⁶³⁾ そもそも封建社会にあっては、土地所有権と支配権は分離されず、したがって土地・領地の所有者はそのままそれらの上の政治的支配者であり、権力の保持者であった。そしてすべての人間関係は保護と忠誠の相関的な臣従契約関係であった。つまりすべての人間関係は私的契約に基づき、したがって私権と公権、私法と公法の分離も知られていなかった。

「反革命の自然権」と称されるハラーの学説は、自然法政治論の中核概念たる社会契約を否定し、それに代わる強者と弱者間の多種多様な無数の小さな私的な服従契約を用いて、封建領主の絶対的支配権を正当化しようとした。そして家産国家の中に、「自然的」で「正常」な国家をみた。⁽⁶⁴⁾ もともと家産国家はその原型が家父長が支配する家族共同体であり、そこにみられる家父長とその他の家族成員との関係が社会関係に拡大された秩序で、固有の私法的な封建制を意味した。そしてハラーの考える家産国家は封建領主の小邦分立体制であった。⁽⁶⁵⁾

このように、ハラーが「自然の秩序」、「神の秩序」として形象化した秩序像は、「絶対王政の興隆以前に存在し、絶対王政の下でも遠隔の地方では維持されていた、あの一層古い段階の人々の生活を全体として、そっくり反映して」いたのだった。かつてのハラーの生国ベルンや、一八〇六年以前のドイツ帝国やハラーがオーストリア政府に仕えた時に滞在したクロアチア地方のような「遠隔の地」にあっては、政治的行政図は小さく分裂しており、それらを一層大きな全体に結び

つける諸理念も、むしろ家長的・家族的な特徴をもっていた⁽⁶⁷⁾が、ハラーは、こうした状態を「実証的」、「現実主義的」に形象化したとみられよう。このことは、アンシヨン(Jean Pierre Frédéric Ancillon, 1767~1837)のハラー批判に対する次のハラーの反批判が何よりも証明している。すなわち彼の学説が中世にその範型を求めたと解釈したアンシヨンに対して、ハラーは「卒直に言う、私はいわゆる中世に関する本を一冊も読んだことがない。古いものや知られていないものではなく、われわれの眼前にあるもの、すなわち日常的な社交的関係そのものの中に、われわれは、かの永遠の法則を看取した。そしてこの法則は古代や中世において、そして現代において常に同一であったし、未来においても同一であるであろう」と批判した⁽⁶⁸⁾。

このように、ハラーが理想の国家を未来ではなく、過去の中世(ハラーにとっては、それは彼の同時代の狭い経験の世界の形象化だが)に求めた点はロマン主義者と共通し、したがって彼がロマン主義者とよく言われる所以もここにある。しかし上でみたように、ハラーの封建秩序の「自然の秩序」としての形象化は、ロマン主義者のような、豊かな詩的想像力の飛翔による、十二、三世紀のヨーロッパ中世秩序の審美的な理想化と異なって、十六世紀のフランスやハラーと同時代のドイツ帝国とその辺境地方の実証的、客観的、さらにさめた現実主義的な普遍化に基づいていた⁽⁶⁹⁾。さらにロマン主義者は審美的に理想化した中世の秩序像に照らして、絶対主義国家と近代国民国家の中に貫徹する、政治的には権力の中央集権化、経済的には資本主義化、精神的には個人主義的、合理主義的、機械主義的傾向を否定的に評価して、そのアンティテーゼとして、地方分権的で、農業経済的で、そして人格主義的で、全体的で、有機体的かつ個性的な傾向を構成契機とする新しい国家像を審美的に構想していたのに対して、ハラーは前絶対主義時代の封建社会や彼の生国の旧ベルンを「自然の秩序」として固定し、その復興を企図したのだった⁽⁷⁰⁾。

では、何故にこうしたハラーの政治思想が一八一五年以後の「三月前期」のプロイセン・ユンカーのイデオロギーにな

ったのだろうか。

フリードリヒ二世は、絶対主義国家の確立に際して、中小封建領主、すなわちユンカーを収奪する形で行なわず、むしろ彼らの所領内の支配権を一応認めつつ、彼ら貴族を將校団に編成することによって、政治的に危険な存在を国王に奉仕する有益な存在に変える妥協的方法をとった。第二帝政やワイマール共和国においても、ユンカー將校団が「国家内の国家」の地位を保持し続けた基礎がここにあったことは言うまでもない。一八〇六年、ナポレオンによって神聖ローマ帝国が解体され、同年イエナの戦いで、フリードリヒ二世が作り上げた常勝の伝説をもつプロイセン軍がナポレオンに敗北するとともに、プロイセン絶対主義国家の土台が動揺し、東エルベのユンカーに対する国家権力の支配も弛緩しだした。東エルベの辺境にあっては絶対主義国家の支配の弛緩とともにその力をもりかえしたのは身分的な共同体という「自然の構造」であった。⁽⁷⁾ こうした状況にあって、ユンカーはこうした「自然の構造」を擁護し、失われたかつての彼らの特権を回復し、強化するために、復興党を結成した。資本主義の世界化にいやおうなしに編入を迫られていたプロイセンは、イギリスの商品の攻勢とフランスの帝国主義に対抗してその政治的、経済的自立性を守るために、下からの民主主義革命による民族統一国家の確立か、あるいは「上からの近代化」による近代的国民国家の確立かという歴史的選択を迫られていた。当時政局を担当したシュタインやハルデンベルクの政府は、後者の道を選択し、重商主義的な都市政策と商業政策で市民階級を優遇し、さらにナポレオンの支配によって呼び起こされた民族主義に呼応する形での国民皆兵制の導入などの兵制改革を断行した、「上からの近代化」路線をとり始めていた。ユンカーが復興党に集合したのはこうした上からの官僚的近代化路線に反対してであった。同党に結集した人々は主として、旧封建領主、フリードリヒ大王が育成した軍隊を守ろうとする高級將校、フリードリヒ大王の官憲国家、福祉警察国家の伝統にしがみついている高級官僚、失われた社会・国家秩序の復興をロマン主義的に夢みる学者や文士、古くから聖化された法を下からのみならず、上からの変革から守ろう

とする法律家から成っていた。彼らは、シュタイン・ハルデンベルク路線に反対の点で結びついてはいたが、それに代わる国家像の点では彼らに二つの分派があった。フリードリヒ二世時代の警察福祉国家の官僚的絶対主義の復興を求める本来の反動派と、フリードリヒ時代の警察軍事国家や、フランス革命に象徴されるジャコバン主義やボナパルティズムのみならず、ハルデンベルクの改革にも体现されているとみる合理主義と機械主義メカニスムスに反対する旧身分的、フロンドの二つである。

いずれにせよ、この二つの復興勢力は、一八一〇年から十二年にかけて、ベルリンの「キリスト教・ドイツ食卓会」に結集し、その政治綱領の指導理念として、騎士貴族の復興、州会(Landstände)の復活、階層化された社会秩序内部における封建的貴族の地位の新しい意味づけなどを挙げた。反動派と旧身分派とを分つ点は、前者がドイツ解放の理念に情熱的に共感していた点であった。このように、プロイセン復興党は必ずしもその政治理念や態度において統一された集団ではなかった。彼らは一八一四年ナポレオン敗北以前までは、ナポレオンの背後にある一切のものに反対し、そのアンティテーゼとして主張されたアダム・ミュラーなどの政治的ロマン主義に彼らの政治的態度の理論的表現を見出していた。しかし一八一四年ナポレオンが敗北し、反動体制の復興後は、彼らの間に、ユンカーの旧身分的フロンド派が以前よりも相対的に力を強めて上からの改革に反対するリーダーシップをとることになった。ここに、内容的に政治的ロマン主義と共通するものをもつと同時に、彼らの復興の志向を反動時代に適合する形で主張したハラールの政治理論が彼らの福音として歓迎された所以があったといえよう。⁽⁷²⁾

このように、ハラールの政治思想と政治的ロマン主義の社会的基盤が同一であっても、歴史的時期を異にして、ヴィーン体制の成立を前後して交替する形でユンカーのイデオロギーとなった点や、理想的国家像を中世に求める点は共通するが、形象化の方法や理想像も異なっていることなどから、ハラールをロマン主義者と規定するより、「復興的保守主義者」とみた方が適当でないかと思う。

もつとも中世に理想の国家像を求める者をロマン主義者と規定するなら、ハラーはまぎれもなく「ロマン主義者」である。そして彼をロマン主義者と規定できる他の条件も多々ある。特に彼のカトリック教への改宗は重要な条件の一つといえる。確かに当時多くのドイツのプロテスタントのロマン主義的な歴史家や政治理論家が、ドイツの政治的・社会的分裂の主たる原因が新教にあるとして、カトリック教に改宗したが、⁽⁷³⁾その際、彼らは、カトリック教会が新教よりも政治的・社会的革命に対してより良き防壁を提供すると確信していたからであった。⁽⁷⁴⁾ハラーも上述したように、一八二〇年カトリック教に改宗しているが、その原因は政治的であった。彼はこう述べている。「宗教改革、すなわち教会の性格と他の社交的関係との誤った混同は……かの市民の契約という誤った理念の促進と普及に大いに寄与したことは否定され得ないだろう」。すなわち民主主義的原理は二、三の宗教改革家の教会における聖職階層制に対する憎悪にその起源を有する。⁽⁷⁵⁾こうした民主主義的教会概念はドイツ農民戦争や、イギリス革命中に、そしてユグノーによって政治的分野にもち込まれた。「こうした諸結果がほとんど最初の宗教改革家の意図ではなかったとしても、それらとはかく彼らの諸原理から自然に流出されたものなのである」。⁽⁷⁷⁾このようにハラーは宗教改革に革命の最も重要な原因をみた。言うまでもなく、宗教改革は十八世紀の個人主義の源泉であったし、カルヴァン主義はその教会観とともに民主主義的思考を促進した。そしてそれはキリスト教世界という統一ヨーロッパを破壊し、新教は各民族国家の自立化の契機となった。フランス人のラムネヤド・メストル、政治的ロマン主義者ノヴァーリスと同様に、ハラーも革命の重圧にもちこたえる確固たる拠り所、すなわち保守的秩序権力を探し求めている途上で、カトリック教会、すなわち「地上の価値と世俗的支配のあらゆる変遷にも生き残った、普遍的で、必要可欠で、不滅の社会」⁽⁷⁸⁾であり、啓蒙主義とその帰結と闘う手段をもった、カトリック教会を発見した。こうして、ハラーの政治目標とローマ教会のそれとが一致したが故に、彼は祖国ベルンからの追放という犠牲を払うまでして一八二〇年改宗を行なったのであった。⁽⁷⁹⁾

このように、「王権と祭壇の同盟」による革命阻止という政治的目的を実現するために、カトリック教に改宗した点では、ハラーはロマン主義者と共通する。しかし、ハラーはこうした政治的機能を教会に期待した点の他に、それに劣らず、彼のいう「義務の法則」を人民に遵守させるよう教化する教会の倫理的課題を重視していたこと、⁽⁸⁰⁾そして彼の小さな家産国家をより高位の統一体に結合する諸民族統一的権力を教会の中に見ていたことも、⁽⁸¹⁾彼の特徴である。それに対して、ロマン主義者達にあっては宗教的体験と宗教的共同体意識がローマ教会への改宗の大きなウエイトをなしていた。つまりロマン主義の普遍主義は宗教的で、教會的であった。そして啓蒙主義の世界市民主義は倫理的性格をもっていた。ハラーはこの中間にあったのである。⁽⁸²⁾

以上の点を考慮すると、ハラーは「ドイツにおける啓蒙主義とロマン主義や観念論、そしてフランスにおける反革命理論の西欧的運動から彼の本質に合致するもののみをとり入れた、独自の思想家である。」⁽⁸³⁾と、規定するヴァイレンマンの解釈が妥当とみられよう。つまり、一八世紀と一九世紀の過渡期に生きたハラーの政治思想は、時代的にもそうであったように、思想的にも合理主義から非合理主義へ、世界市民主義から民族的国民的なものへの移行期にあり、両者を取り入れて、旧秩序の復興を企図した点、保守主義の中でも特異な存在といえる。

五 ヘーゲルのハラー批判

ロシターによると、「西欧における政治的保守主義の歴史的使命は、革命を敗北させることではなく、先んじてそれを防止すること、それを粉砕することではなく、その機先を制することである」⁽⁸⁴⁾という。もしそうであるなら、こうした意味での保守主義を代表する者はドイツにおいてはヘーゲル（一七七〇—一八三一年）であったといえよう。⁽⁸⁵⁾一八二〇年代のプロイセン・ドイツは、ハラーの支持者で固められた皇太子側近グループの牽制を受けつつも、絶対主義国家官僚を中心

として、反動の回避と同時に革命を予防する「上からの近代」化路線による改革によって、世界資本主義体制への適応を模索する途上にあつたが、ヘーゲルはこうしたプロイセン絶対主義国家を全体として弁証するイデオログとして、一八〇八年、ベルリン大学教授に招聘された。

ヘーゲルは、すでに『ドイツ憲法論』（一八〇二年）の中で、国民の自由は「当時のドイツ帝国Ⅱ分権的封建国家を権力一元的に克服した絶対主義」国家において実現されるという基本的政治思想を確立して⁽⁸⁶⁾いた。一八一五年以後の復興時代を保守主義と自由主義の闘争の継続として特徴づけるならば、丁度、ゲーテが文学における古典主義とロマン主義の調和を象徴するように、ヘーゲルは、政治理論的にはこうした保守主義と自由主義の総合の企ての代表者とみられる。そして彼は思想的にも一八世紀の合理主義と一九世紀の新しい個性的歴史主義とを結合しようと企てた。その結合の論理学が彼の弁証法論であつたとみられよう。⁽⁸⁷⁾彼はこうした企てを『法の哲学』（一八二一年）で試みた。同書の副題「自然法および国家学要綱」が単的に示しているように、自由主義の政治学としての自然法論と保守主義の政治学としての国家学を、ヘーゲルは「法の哲学」でその統一を企てた。⁽⁸⁸⁾ヘーゲルはまず自然法論の代表者として、ルソーの政治思想をとり上げ、ルソーが「意志を、国家の原理として立てたという功績」を評価する。しかしルソーは「意志をただ個別的意志という特定の形式において捉えたただけであり、そして普遍的意志（Ⅱ国家）を、意志の即自かつ対自的に理性的なものとしてではなく、ただ意識された意識としてのこの個別な意志から出て来る共同体的なものとして捉えたにすぎない。それ故に国家における個々人の合一は契約となり、したがって個々人の恣意や意見や任意の明白な同意を基礎とするものとなり、その結果さらに、即自かつ対自的に存在する神的なものとその絶対的権威と尊厳とを破壊する、たんに悟性的な、その他のもろもろの帰結が出て来る。」と批判した。ヘーゲルはルソーのこうした抽象的諸概念が暴力となつた場合、「それらは、ある現実の偉大な国家の体制と、いっさいの現存のものや所与のものを顛覆して、今やまったく初めから思想によってやり直し、

たんに勝手に理性的だと思ひ込んであるものだけを新しい体制の土台にしようと欲した」ため、「世にも恐ろしい目もくらむような大事件にしまった」と、ルソーの政治思想の政治的帰結としてのフランス革命の恐怖政治をあげている。⁽⁸⁹⁾

他方、自然法論の対極にある保守主義の政治学としての国家学の代表者として、ハラーの政治理論をとり上げ次のように批判した。ハラーは「国家の認識において、国家をそれだけで理性的なものとして捉える思想に「反対」して、「現象の外、面性、すなわち窮乏、保護の必要、力、財産などといった偶然的なものの外、面性を、国家の史的発展の諸契機とはとらずに、国家の実体、ととりちがえている」。そして「ここでも認識の原理をなすのは、「ルソーと」同じく諸個人の個別性であるが、とはいえ決してこの個別性の思想ではなく、反対に力の強さと弱さ、富の豊かさと言貧しさなどといった偶然的特性からみてもろもろの経験的個別性なのである。」このように「国家における即自的かつ対自的に無限にして、理性的なものを見のがし、国家の内的本性の把握から思想を追放するこうした思いつき」がその純然たる形で現われたのは、ハラーの『国家学の復興』において他はなく、それが初めてである。その上、ハラーは、「その叙述において、いっさいの思想を捨て去るすべを知っており、こうして全体を思想なしに、一個の断片で支えるすべを知っていた」。その点で、ハラーの叙述は首尾一貫している。というのは「実体的なもの代わりに偶然的なもの圏域が国家の本質と解される」からである。⁽⁹⁰⁾

このように、ヘーゲルは、ジュネーヴ人・ルソーとベルン人・ハラーを批判した後、国家を次のように規定した。「即自かつ対自的な国家は倫理的全体であり自由の実現態である。そして自由を現実のものにするということこそ、理性の絶対的目的である。国家は、人間世界のうちに立ってそのなかで意識をもっておのれを実現する精神である。……自由というとき、個別性、個別的自己意識を起点として考えてはならない。というのは、人間が知っていようと知っていまいと、この本質は、おのれを独立の権力として実現し、個々の個人をそれのたんなる契機にすぎないものにするからである」⁽⁹¹⁾。このように、ヘーゲルは「国家の根拠はおのれを意志として現実化する理性の権力」とみた。したがって、彼の国家観は、

やがて確立されるであろう近代国家の中に国民の自由の実現態をみるが、しかしそれへ至る前段階として当時のプロイセン絶対主義国家の弁証論となっている。その上、彼は、国家生活の継続的發展と歴史的生成の觀念をもち、同時にルソーの批判にみられるように、一切の恣意的な国家創造を拒否している点では、ユンカーのプロイセン保守主義一般と共通する思想的側面をもっていた。しかし彼が国家に与えた絶対的權威や彼の思想の基調にある合理主義と汎神論はユンカーのプロイセン保守主義にとって受け入れられるものではなかった。⁽⁹³⁾後に、三月革命前後のプロイセン保守主義の代表的理論家であるF・シュタールによってヘーゲルが批判されるのはまさにこの点であった。

このように、当時のドイツにおける保守主義陣営の内部においても、フランス革命に象徴される近代国家の確立を歴史的必然として一応認めつつも、資本主義の進展に見合う急激な政治的変革を避け、政治的エリートの社会的基盤の漸次的拡大とその平和的改組によって世界資本主義体制に適應しようとする改革的保守主義と、伝統的政治秩序の復興ないし固守を志向する復興的保守主義ないし反動的保守主義の二つの潮流がみられた。したがってドイツ全体における政治思想的布置は、ヘーゲルを代表者とする改革的保守主義を中心に、左はルソーに代表される民主主義、右はハラーに代表される復興的保守主義が配置されていたとみられよう。しかしヴィーン反動体制下であつてみれば、左の民主主義は否定されていたし、またそれを担う市民階級の成長は微々たるものであったので、支配的な政治思想は保守主義であった。もっともフランス革命の先礼を受けた西南ドイツ四邦では、上述したように、一八一八年から二〇年にかけて、フランスの一八一四年のルイ十八世のシャルト憲法を模範とする憲法制定によって立憲主義がまがりなりにも導入されていた。したがってここでは市民階級は彼らの政治的要求を議会を通じて実現する制度的保障をもっていたので、伝統的政治体制の民主主義的変革ではなく、政治的自由主義的改革を志向していた。⁽⁹⁴⁾そのため、憲法も議会もないプロイセンでは復興的保守主義が強まっていた。西南ドイツでは改革的保守主義が支配的潮流となつて一八四八年三月革命の時期にまで至るのである。

エピソード——F・シュタールによるハラールの国家論の「近代的」克服

一八三〇年代に入つて、内外の政治状況の変化によつて、ユンカーにとつて復興的保守主義を固執することはますます困難になつていった。まずフランスの七月革命やイギリスの選挙法改正運動に触発されて、西南ドイツ諸邦では下院を拠点とする自由主義勢力の議会主義運動の激化や、一八三二年のハンバッハ集会にみられる急進的民主主義の民衆運動の登場を背景に、プロイセンでも憲法制定と議会の設置を要求する市民階級の自由主義運動がライン地方を中心に活発化し、もはや抑えられない状況になつていった。したがつて、上からの改革によつて、少なくとも西南ドイツに導入されているような外見的立憲主義を採用しない限り、プロイセン保守主義は破局に至ることは必至であつた。そして実際、一八四八年三月革命で、破局を迎えることになる。こうして、自由主義、民主主義、国民主義がドイツ人の解決すべき歴史的な課題として現実的に提起された時、ヘーゲルによつて国家の理念をまったく捨て去つた無思想そのものと批判されたハラールの国家論は、もはやユンカーの政治的利益を弁証する機能をもち合わせていなかった。その上、ハラールの国家論にはその支持者からみても次の二点において根本的な修正が必要と考へられていた。

その一つはハラールの学説にはいやしくも国民や近代国家についての理解が欠けている点である。⁽⁹⁵⁾ ユンカーの多くは、フリードリヒ二世以来、絶対主義国家の中に組み込まれ、国際社会でヨーロッパ東部の片隅の小国から強国にのし上がったプロイセン国家に奉仕する過程で、それと自己を一体的に考へるようになっていた反面、絶対主義国家の存立根拠の一つである、上からの資本主義の保護・育成の側面、すなわち彼らの利益を制約する国家の側面には反対するというアンビバレントな態度をプロイセン国家に対してもつていた。ハラールの国家論はユンカーの後者の態度を代弁するものであつたことは言うまでもないが、三〇年代に入つて、強大国への熱望の再生がみられ、下からの国民の統一と自由を要求する運動

の活性化という状況の下で、ユンカーの間で国家に対する前者の態度が強まり、国民や国家の觀念に欠けるハラーの国家の私法的解釈には不満を感じるようになった。⁽⁹⁶⁾

もう一つの理由は、ハラーの自然主義的な国家の正当化論そのものにあった。G・イエリネックが指摘しているように、ハラーの学説のような「実力説は国家を正当化するのではなく、それを破壊し、永久の革命に道を開くものであった」⁽⁹⁷⁾ので、それは国家の正当化論として役に立つものではなかった。周知のように、ヴィーン体制は神聖同盟を軸としてキリスト教の名の下に「正統」君主の支配体制の再編強化を目指すものであったので、新・旧を問わずキリスト教会が国家権力と手を結び保守反動の牙城となって、民衆に対する精神的支配を以前にもまして強化させていた。プロイセンでも、ルター主義と君主主義思想、ユンカーの家父長的支配とが結合して、国教会の民衆に対する精神的支配は復興期に入って一段と強まっていた。さらに一七世紀に生れた新教の一派である敬虔主義が一八二〇年代に入って、上はユンカー指導層から下は農民、手工業職人の間に至るまで熱狂的に広まっていた。それとともに、当然、有神論や神秘主義が支配的な思潮になつていった⁽⁹⁸⁾(ちなみにヘーゲル左派の民主主義者達が宗教批判を企てた所以はここにあつた点を想起されたい)。こうして、宗教と政治、教会と保守主義の結合、貴族の利害関心と新教の教義信仰の利害関心の一致がみられる時代において、ユンカーは、次第に、国家の自然主義的解釈(ハラー)や理神論的解釈(ヘーゲル)ではなく、国家の有神論的弁証論を求めるようになった。⁽⁹⁹⁾

さらに、ハラーの学説は、経済的にも、ユンカーの利益を代表し、弁護するものではなくなりつつあつた。一八三四年一月、ドイツ連邦を構成するほとんど三分の二を加盟国とするドイツ関税同盟が、オーストリアを除外して、プロイセンの主導下に成立し、さらに一八三五年から同圈内に「小邦分立主義的偏見という万里の長城を決壊させる突破口」(メーリング)となる鉄道の敷設が急速に進められて、ドイツ経済の統一市場圏の結成とその資本主義化への勢いは、もはや後戻りできないほど強まっていた。⁽¹⁰⁰⁾ こうした資本主義の進展とともに経済的に没落を運命づけられているユンカーは絶対主

義国家に対しては彼らの利益を制約する側面には依然として抵抗しながら、むしろ国家権力によって彼らの政治的・社会的・経済的特権を保守しようと努めざるを得なくなった。つまり国家の彼らに対する絶対的支配には反対するが、市民階級の自由主義的要求や、はるかかなたの政治的地平線上にほのかにその姿を見えかくし始めた労働者階級の社会主義という「妖怪」に対して、彼らの既得権を保守するために、さらに経済的地盤沈下を政治権力を用いてくい止めるためにも、国家権力にたよらざるを得なくなっていた。

このように、三〇〜四〇年代になって、ハラーの国家論はユンカーの保守的な政治的要求をもはや有効に理論的に代弁するものではなくなっていた。それは国家的なものを私法的なものに解消してしまっているために、国家権力の強化の理論とはなり得なかったし、さらに神秘的な有神論が支配的な風潮の中で、「合理主義的」な自然主義的な国家正当化論であるため、国家の正当化論としてもはや役に立たないものであったし、他方、国家の彼らに対する絶対的支配に歯止めをかける理論的役割を果たすものでもなくなっていた。というのは、ハラーに従って国家の彼らに対する絶対的支配に「抵抗権」を行使するなら、それは国家の破壊へと導く可能性があり、それとともに彼らの身分的特権も喪失する恐れがあったからである。こうして一八三〇年代末から四〇年代にかけて、こうしたユンカーの政治的要求をみたます、新しい保守主義政治理論が待望された。それはシュタールによって提供される⁽¹⁰⁾。

F・シュタール(一八〇二—一八六一年)は、一八三〇年から三七一年にかけて公刊した『法の哲学』⁽¹¹⁾の中で、西南ドイツの雄邦バイエルンの外見的立憲主義国家をルター派の教義に基づいて神学的に弁証した「立憲的」保守主義国家論を展開していた。彼は、時代の活力をもつすべての勢力が不毛の対立の中で、お互いに、そして世界を破壊させるままに放置させないで、それら勢力を共通の基盤の上に統一させる形式を探し求めた。この形式はすべての勢力をより高次の不変の秩序の中に組み込み底礎できるものでなくてはならないと考えた。それは絶対者以外に考えられないので、創造的人格とし

ての神を最高原理とする世界秩序を構想し、この原理に基づく国家と法の理論を展開した。それによると、人間は神の似姿であるので、神から分離して世界史を創造しても、その使命として神に似ることが要請されているため、神の国に似た人間共同体を作ろうと努力せざるを得ない。この神に似ようとする人間の志向、すなわち人倫を実現しようとする人間の共同体的存在は人倫界であり、こうした人倫界に神が設けた目標が人倫国である。それ故に人倫国の思想は人間の普遍的で絶対的的使命である。キリスト教が被岸にわれわれに約束している神の国はその完全に実現された状態である。⁽¹⁰³⁾この人倫国の概念は政治秩序と政治的自由の哲学的基礎をなし、それを保証するものである。なぜなら、それは、全く人間を超越する権威、すなわち法律のみならず、人間の上に立つ現実の権力たる官府 (Oberkeit) (国家権力) に当然払われる服従と畏敬への要求の必要性 (人民主権に対立する正統主義の原則)、そして同時に人倫的に理解された内容、つまり不変の意志であり、それ故にまたこうした権威の制限をなすものの必要性、すなわち歴史によって受け継がれ、君主と人民の上に存在し、そして彼ら自身の条件によってのみ、変えられ得る国家の法律の必要性 (真の意味における立憲主義原理)、そして最後に人倫的共同体としての国民 (服従者) を含むからである。そしてこの国民は人倫理共同体であるが故に、もっぱら固有の人倫的存在の表現と要求としての法律に自主的に、自由に服従する。そして法律はもともと国民の固有の人倫的存在から習俗と慣習によって生れたものであり、その後の継続的形成に際しては国民代表の承認によってその人倫的存在が確認されるのである (真の意味における代表制の原理⁽¹⁰⁴⁾)。この人倫国の思想によると、国家は外的にみると「一つの支配下にある一民族の団体」であるが、その内容と本質は「人倫国」であり、したがって神の制度である。神の制度として国家は、人倫的世界秩序の目的を実現しなくてはならないので、人間の私的権利や利益から規定されないうし、また君主のそれらからも規定されない公共的性格をもつ。したがって国家は治者ならびに被治者の私的な特殊利益の上に立つ「公共的装置」(Anstalt)である。こうしたアンシュタルトとしての国家は、実際、人民のために、さらに人民を通して、そして人民の意志によって

存続するのではなく、より高次の秩序の目的のためにそれ自身の内的必然性の力で、人民の上のみならず、君主の上に存在するものである⁽¹⁰⁵⁾。

このように、一方において国家の公共的性格と、国民代表の承認を受けた法律による国家権力の制限という近代的な自由主義国家の前提をまがりなりにも形式的に受容し、他方ではこの国民代表を等族会議として解釈し、第一身分たる貴族の承認を得た法律の制限下に国家を置き、しかもその国家を人民の上に置き、人民に服従を要求するこのシュタールの「立憲的」保守主義国家論^{II}特殊ドイツ的法治国論こそ、四〇年代のユンカーの探し求めた政治理論そのものであったといえる。なぜなら、それは一方では自然法的社会契約論と人民主権を否定し、他方ではハラールの国家の私法的解釈を克服し、国家それ自体の主権性とその公共的性格を有神論によって弁証したものである⁽¹⁰⁶⁾。したがって、一八四〇年、プロイセン国王に即位したフリードリヒ・ウィルヘルム四世は直ちに、当時バイエルンのエルランゲン大学教授であったF・シュタールをベルリン大学に招聘した。こうしてかつてヘーゲルが担当した法哲学講座を承継したF・シュタールは四〇年代以後のユンカーのプロイセン保守主義の最高の理論家であると同時に、一八四八年創立されたユンカー保守党の党首となった。ユンカーは彼に導かれて復興と革命との不毛で強直した対立を活力をもつ保守主義の中で克服し、一八四八年三月革命で一旦は破局を迎えたプロイセン国家を産業資本主義段階に適合するビスマルク国家に再生させていった。こうしてハラールの国家論はF・シュタールによって克服され、時代の波に洗われていったのである。

注 (1) K.S. Pinson, *Modern Germany. Its History and Civilization*, 1966, p. 29. E・バークの思想がF・ゲンツを通じて政治的

ロマン主義者アダム・ミュラー(一七七九—一八二九年)の思想形成に与えた決定的な影響についての論究は、F・マイネッケ『世界市民主義と国民国家—ドイツ国民国家発生の研究』I(一九二八)(矢田俊隆訳、岩波書店、昭和四三年)の中に細しく展開されている(一四一—一四八頁)。H・ヘラーはバーク^{II}ゲンツの思想がドイツにおける政治思想の保守主義への根本的変化をも

たらず上にはかり知れぬ影響を与えた点を指摘すると同時に、それが「国家と社会についての歴史的理解を深め、かくして政治的現実についての感覚を呼び起こし、ドイツにおける権力国家思想の最も重要な前提となった」と主張した(H. Heller, Hegel und der nationale Machtstatsgedanke in Deutschland. Ein Beitrag zur politischen Geistesgeschichte, 1921, SS. 13~15.)。

- (2) 政治的ロマン主義については、C・シュミット『政治的ロマン主義』(一九二五年)(大久保和郎訳、みすず書房、昭和四五年)、Paul Kluckhohn, *Persönlichkeit und Gemeinschaft. Studien zur Staatsauffassung der deutschen Romantik*, 1925; R. Aris, *History of Political Thought in Germany from 1789 to 1815*, 1965; 竹原良文「ドイツ・ロマン主義の政治思想—ノヴァリスとF・シュレーゲルを中心として」、『フランス革命と近代政治思想の転回』、草薙書房、昭和四八年、所収)、同『コンゴロディア』誌の政治思想—F・シュレーゲルの後期ロマン主義』(法政研究(九大))、三九卷二—四合併号(昭和四八年六月)、同「アダム・ミュラーの実際政治論—ドイツ・ロマン主義政治思想研究」(法政研究(九大))、四二卷一号(昭和五〇年八月)、同「近代政治思想史概説—ロマン派政治思想を中心として」(九大法学部竹原良文教授政治学史講義案(昭和五二年、前学期)、等参照。

- (3) 近代ドイツ保守主義については、S. Neumann, *Die Stufen des Preussischen Konservatismus. Ein Beitrag zum Staats- und Gesellschaftsbild Deutschlands im 19. Jahrhundert*, 1930; A. v. Martin, "Weltanschauliche Motive im altkonservativen Denken" in: P. Wentzke, hrsg., *Deutscher Staat und Deutsche Parteien. Beiträge zur deutschen Partei- und Ideengeschichte*, 1922; カール・マンハイム『保守主義的思考』(一九二七)(森博訳『歴史主義・保守主義』、恒星社厚生閣版、昭和四四年所収)、林健太郎「ドイツ保守主義小論」(『独逸近世史研究』、近藤書店、昭和一八年、所収)、参照。

- (4) ハラーの国家論についての邦語になった研究は、中村哲「家産国家思想の歴史性」(『国法学の史的研究』、日本評論社版、昭和二四年、所収)と、注(3)の林氏の業績の中のハラーを取扱った部分である。なお、林氏はハラーの主著『国家学の復興』を利用せず、ハラーの研究書を用いて論述されており、その理由を次のように述べている。「私は、この老大にして且つ古色蒼然たる書物を親しく読む暇と気持とを遂に持たなかった事を告白しなければならぬ。従って、以下その内容は専ら、Sonntag, Die Staatsauffassung Carl Ludwig v. Hallers, 1929. によって理解したものである事をお断りしておく。」(二二〇頁注(一))中村教授の優れた業績の他、日本でハラーの国家論についての研究の蓄積がないため、最近、『国家学の復興』がハラーの著作ではなく、彼の「編集による」ものである、と誤解する者まで現われている現状である(仲哲生「シュタールの国法論について」(『早稲田法学会誌』二六卷、一九七五、一九四—一九五頁)。

- (5) 松下圭一『市民自治の憲法理論』(岩波新書、昭和五〇年)、一八六—一九〇頁。
- (6) ハラー研究は、戦前では、注(4)の林氏があげたゾンタークのものがあり、戦後では、Heinz Weilenmann, Untersuchungen zur Staatstheorie Carl Ludwig von Hallers, 1955. があるだけである。なお入手困難ではあるが、ハラーを取扱った次の二編の学位論文がスイスにある。A. Hasbauer, Die historischen Schriften Karl Ludwig von Hallers, Diss. phil., Basel 1949; Looser, Entwicklung und System der politischen Anschauungen K. L. v. Hallers, Berner Diss., 1896.
- (7) クルックホーンは、ロマン主義と反動を同一のものとみるなら、ハラーはロマン主義者に数えられるが、厳密に区別するならば、その本質は自然法論者で合理主義者である点をあげている(P. Kluckhohn, op. cit., S. 100. Anm. 1.)。ザロモンは「ハラーは本来のドイツの反動である」と規定しており(G. Salomon, Das Mittelalter als Ideal in der Romantik, 1922, S. 82.)。グナムもハラーを反動家と規定し、ボナールに近い」と規定している(F. Glum, Konservatismus im 19. Jahrhundert, 1969, S. 49.)。さらにマイネッケは、ハラーの思想に「啓蒙主義と合理主義の痕跡」がみられる点を指摘しており、彼の学説の核心が「権力と支配こそ、自然の法であると同時に神の法である」として、彼の学説には、「物質主義的・利己主義的傾向」がしみこんでいる点を明らかにしている(前掲訳書、二四二—二四四頁)。ゾンタークはハラーの学説に啓蒙思想と共通する側面があると主張している(W. H. v. Sonntag, Die Staatsaufassung Carl Ludwig v. Hallers, ihre Metaphysische Grundlegung und ihre Politische Formung, 1929, S. 40.)。サントリーとハラーを「歴史と政治におけるまっただ中の啓蒙主義者」とみている(Theobald Ziegler, Die geistigen und sozialen Strömungen Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert bis zum Beginn des Weltkrieges, 7. Aufl., 1921, S. 122.)。ヘンリクスは「ハラーを「ロマン主義者」として分類している(F. Tönnies, On Social Ideas and Ideologies, edited, translated by E. G. Jacoby, 1974. p. 127.)。
- (8) H. Conrad, Der deutsche Staat. Epoche seiner Verfassungs-entwicklung (843-1945), 1969, SS. 132-134.
- (9) Dieter Großer, Grundlagen und Struktur der Staatslehre F. J. Stahls, 1963, SS. 4-5.
- (10) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. I.: Reform und Restauration 1789 bis 1830, 1967, S. 534; G. Salomon-Delatour, Moderne Staatslehren, 1965, S. 466.
- (11) H. Weilenmann, op. cit., S. 14.
- (12) F. マイネッケ、前掲訳書、二四四頁。

- (31) F. Glum, op. cit., S. 49; R. v. Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften. Bd. II. 1856, SS. 529-530.
- (41) H. Wehlenmann, op. cit., S. 13.
- (51) Ibid., SS. 19-21, S. 31, SS. 36-37.
- (61) C. L. v. Haller, Über die Nothwendigkeit einer andern obersten Begründung des allgemeinen Staats-Rechts, Inaugurations-Rede von 1806, Bern 1807.
- (17) Carl L. v. Haller, Restauration der Staats-wissenschaft oder Theorie des natürlich-geselligen Zustands; der Chimäre des künstlich-bürgerlichen entgegengesetzt, Bd. I, Neudruck der 2. Auflage Winterthur 1820, 1964 (『レ Restauration ノ 経^レト), Vorrede, XX.
- (18) F. Glum, op. cit., SS. 50-51.
- (19) C. L. v. Haller, Handbuch der allgemeinen Staatenkunde, des darauf gegründeten allgemeinen Staatsrechts und der allgemeinen Staatsklugheit nach den Gesetzen der Natur, Winterthur 1808.
- (20) R. v. Mohl, op. cit., S. 536. 当時^レハラーの思想の重要性を認めたのは、A・W・レーベルク(一七五七—一八四三年)である。
た^レハラー。
- (21) Restauration, Bd. I. Vorrede, XLV.
- (22) S. Neumann, op. cit., S. 82; R. v. Mohl, op. cit., S. 537.
- (23) F・メイネッケ、前掲訳書、一二五三頁。
- (24) E. R. Huber, op. cit., S. 144.
- (25) F. Glum, op. cit., SS. 52-54.
- (26) S. Neumann, op. cit., S. 82. Anm. 32.
- (27) Restauration, Bd. I. Vorrede, XLV-XLVI.
- (28) Ibid., Vorrede, III-IV.
- (29) Ibid., SS. 7-17.
- (30) H・ハラー『レ国家学』(一九三四年)〔安世舟訳、未来社、昭和四六年〕、二四—二五頁、五五—五六頁、九六頁。

- (31) G・イェリネク『一般国家学』〔一九〇〇年〕(芦部信喜他訳、学陽書房、昭和四九年)、一五五頁。
- (32) H. Weilenmann. op. cit., S. 48.
- (33) Restauration, Bd. I. S. 348.
- (34) Ibid., Bd. VI. S. 571.
- (35) Ibid., Bd. V. S. 86.
- (36) Ibid., Bd. IV. S. 146.
- (37) H. Weilenmann, op. cit., SS. 44-45.
- (38) Restauration, Bd. I. Vorrede. S. VI.
- (39) Ibid., S. 82.
- (40) Ibid., S. 340.
- (41) Ibid., SS. 355-387.
- (42) Ibid., SS. 388-402.
- (43) Ibid., SS. 403 ff.
- (44) H. Weilenmann, op. cit., S. 63, S. 65.
- (45) Restauration, Bd. II. S. 42 ff.
- (46) Ibid., SS. 39-40.
- (47) Ibid., SS. 57-58.
- (48) Ibid., Bd. I. S. 352.
- (49) Ibid., S. 463.
- (50) Ibid., SS. 446-460, S. 463; Ibid., Bd. VI. S. 563.
- (51) Ibid., Bd. I. S. 472-493,
- (52) W. H. v. Sonntag, op. cit., S. 63.
- (53) Restauration, Bd. I. SS. 467-472.
- (54) Ibid., S. 494; Bd. II. S. 4.

- (55) Ibid., SS. 13-19.
- (56) Ibid., SS. 57-271.
- (57) H. Weilenmann, op. cit., SS. 75-76.
- (58) Restoration, Bd. III. SS. 3-180.
- (59) H・ハラー、前掲訳書、一九一―二〇八頁。
- (60) モナルコマキについて、R・トロイマン『モナルコマキ―人民主権の源流』(一八九五年) (小林・佐々木共訳、学陽書房、昭和五一年)・山下威士・丸山正次「モナルコマキ研究序説―一六世紀の国家理論、特に *Vindiciae contra tyrannos* をめぐって―」(『埼玉大学紀要(社会科学編)』、第二五卷(一九七七年度))、などがある。
- (61) ハラーは『国家学の復興』第一巻の八四頁注(2)にブルトゥスの本をあげている。
- (62) H. Weilenmann, op. cit., SS. 80-81.
- (63) G. Salomon, op. cit., S. 81.
- (64) Ibid., S. 82.
- (65) カロモンはハラーの家産国家論をロマン主義者J・メーゼル (Justus Möser, 1720~1794) の影響がみられると指摘しており (G. Salomon-Delatur, op. cit., S. 467)、『ホプシュタインやヴァインマンは、メーゼルの他にシュタイン男爵の影響もある』と主張している (K. Epstein, The Genesis of German Conservatism, 1966, p. 298; H. Weilenmann, op. cit., S. 69)。
- (66) (67) F・マイネッケ、前掲訳書、二四九頁。
- (68) Restoration, Bd. VI. SS. 570-572.
- (69) A. v. Martin, "K. L. v. Haller", in: E. F. S. Vol. 7. 1932. p. 249; derselbe, Weltanschauliche Motive im altkonservativer Denken, S. 351 ff.
- (70) H. Weilenmann, op. cit., S. 25; F. Schnabel, Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert, Bd. II. Monarchie und Volkssouveränität, 2 Aufl., 1949, SS. 28-31..
- (71) G. Salomon, op. cit., S. 92.
- (72) S. Neumann, op. cit., SS. 35-54, SS. 69-82; E. R. Huber, op. cit., SS. 136-138; F. Schnabel, op. cit., SS. 31-32.
- (73) 例えば、アダム・シュラー、シュレーゲル兄弟、ノヴァーリス、ゲーレス、ゲンツなどである。

- (74) F. Hertz, *The German Public Mind in the Nineteenth Century: A Social History of German Political Sentiments, Aspirations and Ideas*, 1975, p. 210. note 2.
- (75) *Restauration*, Bd. I. SS. 95-97.
- (76) *Ibid.*, Bd. IV. S. 367 f. Anm. 13.
- (77) *Ibid.*, Bd. IV. S. 368. Anm. 13
- (78) *Ibid.*, Vorrede, S. XVIII.
- (79) F・マイネッケはハラーの改宗の理由として次の二点を指摘している。(一)革命に対する共通の反対。(二)「教会は、一七八九年の諸原則の世界主義的な害毒に対して、世界主義的な解毒剤を提供したばかりでなく、まさに教会の普遍的、超国民的、超国家的な権威と権力とは、彼の家産国家のもっとも危険な敵である近代国家と近代国民にたいして、一つの有効な制限であった。」こと(前掲訳書、二五〇頁)。
- (80) *Restauration*, Bd. V. S. 371.
- (81) *Ibid.*, SS. 368-370
- (82) H. Weilenmann, *op. cit.*, S. 138
- (83) *Ibid.*, S. 141.
- (84) C. Rositer, "Conservatism", in: I. E. S. S., Vol. 3. (1968), p. 292.
- (85) E. Fraenkel, K. D. Bracher, hrsg., *Staat und Politik*, 1959, S. 169; なおクーゲルの保守主義については、J. F. Suter, *Burke, Hegel, and the French Revolution*, in: Z. A. Pelczynski (ed), *Hegel's Political Philosophy; Problems and Perspectives*. A. Collection of New Essays, 1971. などがある。
- (86) ヘーゲル『政治論文集』上(金子武蔵訳、岩波文庫、昭和四二年)、一九二―一九七頁。
- (87) K. S. Pinson, *op. cit.*, pp. 50-51.
- (88) M・リーデル『ヘーゲル法哲学―その成立と構造』(一九六九年)(清水・山本共訳、福村出版、昭和五一年)、一一〇―一一四頁。
- (89) ヘーゲル『法の哲学』(藤野・赤沢共訳、中央公論社版「世界の名著」35、昭和四二年)、四八一―四八二頁。
- (90) 同前書、四八二―四八三頁。

- (91)(92) 同前書、四八四頁。
- (93) S. Neumann, op. cit., SS. 94-95.
- (94) 西南ドイツにおける立憲主義の形成、H. Boldt, *Deutsche Staatslehre im Vormärz*, 1975; 栗城寿夫『ドイツ初期立憲主義の研究』、有斐閣、昭和四〇年、などがある。
- (95) S. Neumann, op. cit., SS. 83-84.
- (96) F・マイネッケ、前掲訳書、二五四頁。
- (97) G・イエリネク、前掲訳書、一五七頁。
- (98) S. Neumann, op. cit., SS. 84-86. これはドイツだけの現象ではなかった。合理主義的革命による社会の互解は、革命で苦しめられ、貧困化した貴族と僧侶に信仰と古い時代の宗教が人類に唯一の安全を与えるという確信をもたせた。したがって一八五年以後、フランスでも保守主義政治思想はますます神学的・神秘的な方向へ強く傾斜していった。ド・ボナル、ド・メストルの保守主義政治思想はそうした特徴をもつ代表的なものである。
- (99) F・マイネッケ、前掲訳書、二五四—二五六頁。
- (100) K.S. Pinson, op. cit., pp. 76-77.
- (101) S. Neumann, op. cit., SS. 106-109.
- (102) 『法の哲学』は二巻から成り、第一巻は『歴史の見地から見た法の哲学』という総題の下で、「現在の法の哲学の生成」と題されて一八三〇年公刊され、一八三三年に第二巻「キリスト教の法・国家の理論」第一分冊、一八三七年に第二分冊が公刊され、完結した。しかし第二巻執筆時に歴史法学派の影響から脱して彼独自のキリスト教神学に基づく法・国家の理論が構想され、彼の思想に変化があったため、叙述の統一のために、一八四五年第二版に際して改定され、著作の総題から「歴史の見地から見た」という形容句が削除され、単なる『法の哲学』となり、第一巻名も「法の哲学史」に改められ、第二巻名も「キリスト教の世界観に基づく法・国家の理論」と変えられ、その第二分冊が一八四六年先に出版され、次いで四七年に第一分冊が出ている。一八五四年から五六年にかけて第三版が公刊されたが、幾分増補されたものの、全体の構成は第二版のままである。なお帝政時代にドイツ保守党は、一九一〇年、シュタールの『法の哲学』を政治的に利用するために『国家学』の題でその抜粋版を出版した(H. Heller, *Die Ideenkreise der Gegenwart*, 1924, S. 31.)。本稿では同書によって以下の叙述を進める。
- (103) F. J. Stahl, *Staatslehre*, 1910, S. 9

- (104) Ibid., SS. 11-12.
- (105) Ibid., SS. 16-21
- (106) P. Drucker, F. J. Stahl. *Konservative Staatslehre und Geschichtliche Entwicklung*, 1933, SS. 20-25. なおシュタールの研究については、邦語になっているものとして、中村哲「シュタールの神政国家論—プロシア絶対主義の国法学」(前掲『国法学の史的研究』所収)、高田敏「シュタールにおける法治国の概念」(『法哲学年報(法の概念)』上(一九六三年)、前掲の仲哲生「シュタールの国法論について」、望田幸男「一九世紀前半期プロイセン保守主義の一考察」(『西洋史学』一九六〇、XLVII)、などがある。次にドイツでは、戦前から多くの業績が蓄積されているが、それらを踏まえて、シュタール研究を一步前進させたものとして、前掲の注(9)のグローサーのものがある。なお、グローサーは、シュタールの「人倫国」概念は、H・ヘラーの有機体的国家論批判を先取りするものであり、ヘラーが組織としての国家概念の定立に際して方法論的基礎として用いたエーレンフェルズの「ゲシュタルト」としても捉えられるという斬新な問題提起している点は興味深い(D. Großer, op. cit., S. 61)。シュタールのドイツ語の文献については、グローサーの巻末の「参考文献」を参照せよ。